

○指令情報センター運用要綱

昭和50年9月13日消防長訓（警・救）第25号

改正

平成26年9月30日消防長訓（司）第22号

令和8年9月15日消防長訓（司）第27号

指令情報センター運用要綱

通信指令室運用要綱（昭和46年消訓（警）第26号）を次のように改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、指令情報センター運用規程（昭和50年消防長達第6号。以下「規程」という。）

第29条に基づき、指令管制業務等の円滑な推進を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

（通信機器の点検等）

第2条 指令管制官（規程第2条第2号に定める指令管制官をいう。以下同じ。）は、毎日1回以上統合指令台及び各機器（以下「通信機器」という。）の機能を点検し、その状況を別に定める様式に記録しなければならない。

2 指令管制官は、通信機器に異常が生じたときは、応急措置を講じ、担当課及び別に定める保守点検委託業者に連絡するとともに、データ通信系の異常時には別に定める要領により運用しなければならない。

（消防部隊等の現況表示）

第3条 規程第6条に定める消防部隊等の掌握は、次により行う。

- （1） 毎日9時00分に警防機械の状況及び部隊指揮者の出場可否状況を確認する。
- （2） 消防部隊等の出場状況及び警防機械の運用不能状況を、常に消防情報システムの車両一覧に表示する。

（一斉通信）

第4条 指令管制官は、2以上の消防署及び出張所又は移動局に同一事項を送信するときは、データ通信、指令電話通信又は無線通信を活用して一斉通信等により効率的に行わなければならない。

（出場指令要領等）

第5条 規程第8条から第12条までに定める受信通知出場予告指令、出場指令等は、別に定める要領により簡潔に行わなければならない。

（警防任務の指定）

第5条の2 規程第14条に定める警防任務の指定は、次のとおりとする。

- (1) 警防計画が樹立されている対象物及び地域に出場する消防部隊等に対する任務の指定
- (2) 火災防ぎよ活動において、必要に応じ実施する消防隊に対する消防水利又は部署方面の指定
- (3) 現場最高指揮者から要請のあつた事項
- (4) 警防本部が必要と認める事項
(警防情報の収集伝達)

第6条 規程第18条第1項に定める警防情報の収集及び伝達は、次のとおりとする。

- (1) 大阪管区气象台及び近畿地方整備局から収集した台風情報、その他気象に関する注意報及び警報等は、別に定める様式で保存するとともに、部課長等（規程第18条第1項に定める部課長等をいう。以下同じ。）及び消防署長（以下「署長」という。）に伝達する。
- (2) 大阪管区气象台から毎日収集する平常気象情報は、部課長等及び署長に伝達するとともに、各消防署で毎日収集する定時気象情報と併せて別に定める様式で保存する。
- (3) 大阪府警察本部、その他関係機関から収集した交通情報、騒動及び暴動情報等特に必要な情報並びに大隊本部から即報された警防情報は、別に定める様式に記録するとともに、関係のある部課長等及び署長に伝達する。
- (4) 消防署から収集した警防機械の状況及び部隊指揮者の出場可否状況は、必要に応じて関係のある部課長等及び署長へ伝達する。

2 医療機関の傷病者収容体制に関する情報（以下「医療情報」という。）の収集及び伝達は、次のとおりとする。

- (1) 医療情報は、大阪府広域災害・救急医療情報システムから収集し、必要に応じて各救急隊へ伝達する。
- (2) 前号の医療情報のうち、大阪市域外の医療情報及びその他必要な医療情報にあつては、指令情報センターで収集、管理する。
(医療機関等への連絡等)

第7条 規程第19条第1項に定める傷病者搬送医療機関等に対する事前連絡等は、次のとおりとする。

- (1) 救急隊長から傷病者搬送医療機関等への連絡依頼があつたときは、当該医療機関等に対して傷病者の症状、年齢、性別及び事故の概要等を連絡する。
- (2) 救急隊長から傷病者搬送医療機関の選択について要請を受けたとき、又は事故等により多数傷病者が発生したときは、速やかに収容可能な医療機関等の調査を行う。

(関係機関への要請等)

第8条 規程第20条に定める関係機関に対する出場要請又は緊急連絡等の措置は、別に定める。

第9条 削除

(報道広報の範囲)

第10条 規程第22条に定める報道広報を行う災害の範囲は次のとおりとし、その要領については別に定める。

- (1) 火煙を認知した火災
- (2) 死者の生じた火災
- (3) 人命救助活動を実施した災害
- (4) 特異な救急事故
- (5) 前各号以外で特異な災害

(通信統制措置)

第11条 規程第25条に定める通信統制措置は、次のとおりとする。

- (1) 地震、台風等により火災、水災等が多発したときは、有線通信又は無線通信による通常通信を禁止するとともに、至急通信の通信方法を指定する。
- (2) 前号以外で非常警備が発令されたときは、無線通信による通常通信を禁止する。
- (3) 火災、水災等が同時に発生し、無線通信が輻そうするときは、無線による通常通信を禁止するとともに、必要に応じて移動局の通信系統の切り替え等を指示する。
- (4) 前各号以外で消防通信が輻そうし、警防活動上支障があると認めるときは、通信の種別、回線及び系統を限定して通常通信を抑制し、又は禁止する。

(通信内容の記録)

第12条 指令管制官は、災害通報（規程第2条第4号に定める災害通報をいう。以下同じ。）、消防部隊等へのお場指令、警防活動上の即報その他の災害情報等（以下「災害通報等」という。）の通信内容をデータ通信の正常時及び異常時に区分し、別に定める要領により記録しなければならない。

2 指令管制官は、常に災害通報等の通信内容を記録、収録し、指令情報センター長（規程第3条第1項に定める指令情報センター長。以下同じ。）が特に必要と認めるものについては、これを保存しておかななければならない。

3 前項により記録、収録した通信内容の管理については、別に定める。

(報告等の措置)

第13条 指令情報センター長は、大規模災害等が発生したとき、又は警防活動詳報等の報告のうち必要と認めるものは、警防本部長に即報するとともに、部課長等に連絡しなければならない。

(警防資料の収集整備)

第14条 指令管制官は、各警防計画を収集整備するとともに、必要な警防資料を作成して指令管制業務に活用しなければならない。

(災害報告)

第15条 指令情報センター長は、災害概況を別に定める様式にとりまとめ、警防本部長に報告しなければならない。

(災害日報)

第16条 指令情報センター長は、災害概況を別に定める様式にとりまとめ、部課長等及び署長に連絡しなければならない。

第17条 削除

(簿冊)

第18条 指令情報センターに次の簿冊を備える。

- (1) 通信機器点検記録表
- (2) 無線業務日誌
- (3) その他関係簿冊

2 各簿冊の様式は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、訓令の日から施行する。
- 2 救急指令台運用要綱（昭和42年消訓（警）第5号）は、廃止する。

附 則（昭和51年10月4日消防長訓（総）第42号）

この訓令は、昭和51年10月5日から施行する。

附 則（昭和51年12月20日消防長訓（警、救）第50号）

この要綱は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則（昭和52年2月10日消防長訓（総）第3号）

この訓令は、昭和52年2月17日から施行する。

附 則（昭和53年7月6日消防長訓（総）第24号抄）

- 1 この訓令は、訓令の日から施行し、昭和53年4月24日から適用する。〔以下略〕

附 則（昭和54年10月11日消防長訓（総）第22号抄）

1 この訓令は、訓令の日から施行し、昭和54年6月15日から適用する。

附 則（昭和57年8月27日消防長訓（計）第22号）

この訓令は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月17日消防長訓（総）第42号）

この要綱は、訓令の日から施行し、昭和57年4月14日から適用する。

附 則（昭和59年4月10日消防長訓（計）第11号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和59年4月10日から施行する。

附 則（昭和59年7月1日消防長訓（司）第19号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（昭和62年7月28日消防長訓（総）第15号）

この訓令は、昭和62年7月28日から施行する。

附 則（昭和63年7月8日消防長訓（総）第23号）

この訓令は、訓令の日から施行し、昭和63年4月14日から適用する。

附 則（昭和63年10月24日消防長訓（司）第30号）

この訓令は、昭和63年10月24日から施行する。

附 則（平成元年2月10日消防長訓（総）第3号）

この訓令は、平成元年2月13日から施行する。

附 則（平成11年8月3日消防長訓（司）第17号）

この改正要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成15年8月11日消防長訓（指）第15号）

この改正要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成25年3月8日消防長訓（司）第7号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成26年9月30日消防長訓（司）第22号）

この要綱は、訓令の日から施行し、改正後の第16条は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和8年9月15日消防長訓（司）第27号）

この改正要綱は、訓令の日から施行する。